

○伊勢広域環境組合事務分掌規則

平成13年 4月 1日

組合規則第2号

改正 平成18年 3月29日

平成19年 3月30日

平成19年10月31日

平成20年 3月26日

平成25年 4月 1日

平成29年 3月 3日

(趣旨)

第1条 この規則は、管理者及び収入役の権限に属する事務を処理するための組織及び事務分掌等について必要な事項を定めるものとする。

(係の設置)

第2条 課の事務を分掌させるため、次に掲げる係を設置する。

総務課 総務係

業務課 管理係、整備推進係

(組織及び職別)

第3条 事務局に事務局長を、課に課長を置く。

2 係に係長を置く。

3 必要あるときは、事務局に次長を、課に副参事、課長補佐、主幹及び主査を、係に主任、主事を置くことができる。

(事務分掌)

第4条 前条に規定する課における係の事務分掌は、次のとおりとする。

総務課

総務係

- (1) 議会に関すること。
- (2) 管理者会に関すること。
- (3) 構成市町との連絡調整に関すること。
- (4) 職員の人事、研修及び給与に関すること。
- (5) 職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。
- (6) 労働組合に関すること。
- (7) 文書に関すること。
- (8) 統計及び資料に関すること。
- (9) 公印に関すること。
- (10) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (11) 公平委員会に関すること。
- (12) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (13) 広報及び広聴に関すること。
- (14) 予算及び決算に関すること。

- (15) 財政に関すること。
- (16) 資金計画に関すること。
- (17) 収入及び支出に関すること。
- (18) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (19) 金融機関に関すること。
- (20) 指名業者の選定に関すること。
- (21) 建設工事等指名入札参加資格審査委員会に関すること。
- (22) 建設工事等の入札及び請負契約に関すること。
- (23) 土地及び建物の管理に関すること。
- (24) 備品及び車両の管理に関すること。
- (25) リサイクルプラザ運営委員会に関すること。
- (26) 計量業務に関すること。
- (27) 事務局内の連絡調整に関すること。
- (28) 他の課及び係の所管に属しないこと。

業務課

管理係

- (1) 可燃ごみ処理施設に関すること。
- (2) 粗大ごみ処理施設に関すること。
- (3) その他資源化処理施設に関すること。
- (4) プラザ施設に関すること。
- (5) クリーンセンターに関すること。
- (6) 斎場に関すること。

整備推進係

- (1) 施設の整備に関すること。
- (2) 地域振興及び環境保全協議会等に関すること。
- (3) 公害防止に関すること。
- (4) その他技術に関すること。

(職務)

第5条 事務局長は、上司の命を受けて伊勢広域環境組合（以下「組合」という。）の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受けて組合の事務を掌理し、職員を指揮監督し、局長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、課内職員を指揮監督する。

4 事務局長、次長ともに事故があるときは、あらかじめ管理者が指名する職員がその職務を代理する。

5 副参事は、上司の命を受けて特定の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

6 課長補佐は、課長を補佐し、上司の命を受けて課の事務を掌理し、課長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 主幹は、上司の命を受けて特定の事務を処理する。

8 係長及び主査は、上司の命を受けて係の事務を処理する。

- 9 主任は、上司の命を受けて所属の係長の業務を分掌し、当該業務を統括の上率先して処理するとともに、係長を補佐する。
- 10 主事は、上司の命を受けて係の事務に従事する。
- 11 係員は、上司の命を受けて係の事務に従事する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月29日組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日組合規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月31日組合規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月26日組合規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日組合規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月3日組合規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。